

須坂市農業委員会 令和4年7月総会 議事録

- 1 招集 令和4年7月29日(金) 午後1時30分
- 2 開会 令和4年7月29日(金) 午後1時30分
- 3 閉会 令和4年7月29日(金) 午後2時10分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	17番	春原	等
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	18番	中村	嘉博
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	19番	櫻井	清一
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	20番	竹前	清孝
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	21番	大澤	敏志
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治				

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 16番 坂田学

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第7号 農地法4条第1項第9号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係事務員 中西勇馬

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会7月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、16番坂田推進委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。

7月に入りまして新型コロナウイルス感染症が急拡大しておりまして大変厳しい状況の中、また、連日の猛暑の中、農作業の方も忙しい時期ではありますが、7月総会にご参集いただきありがとうございます。

さっそくですが、7月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしく願い申し上げます。

議長

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、13番田中郁男委員、1番原千賀子委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数6件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(提出議案のうち1件の取下げがあったことを報告。その後、議案書朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第10号のNo.5を除く5件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第10号のNo.5を除く5件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

6番

面積についてですが、農振除外の時の面積と違っていますが理由はなんですか。

事務局

面積につきましては、道路用地分として減少したものです。

6番

農振除外の事前審査の際に示された用水路の形状と今回の形状が違いますが、その辺はどうなのですか。

事務局

用水路につきましてはこれから詳細設計に入るとのことです。

現時点では確定していませんので、決まりましたらお示しします。

6番

確認ですが、工場排水は用水には流れないということによろしいですね。

事務局

そのとおりです。

議長

ほかにはないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第11号の1件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第11号の1件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数14件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.10の10件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明者

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

9 番 説明者 No.5 について詳細な説明をお願いします。

9 番 説明者 現在、借人は周辺農地を耕作しており、申請地については隣接に当たり、貸人が管理しきれないということから、貸人の意向で借り受けると聞いております。

6 番 説明者 申請人にきちんと耕作していく意志はありますか。

6 番 説明者 申請にあたって本人の耕作意思を確認し、それに基づき受け付けております。

6 番 説明者 きちんと耕作されているか確認していく必要があると思います。

議長 他の耕作地も含めて耕作状況を地区農業委員さん、推進委員さんとともに確認してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 12 号のNo.1 からNo.10 の 10 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 12 号のNo.1 からNo.10 の 10 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 12 号のNo.11 からNo.14 の 4 件について審議いたします。

説明員 事務局の説明を願います。

議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

13 番 No.11 につきましては、電気柵の外側で現状は荒廃農地ではございますが、農地として管理していくということで双方から相談があったものです。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 12 号のNo.11 からNo.14 の 4 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 12 号のNo.11 からNo.14 の 4 件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

議長 報告第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件について、ご質問はございませんか。

議長 ないようですので、以上で報告を終わります。

議長 これをもちまして、7 月総会を閉会といたします。

議長 ご苦労様でした。